

● 土砂災害を防ぐ

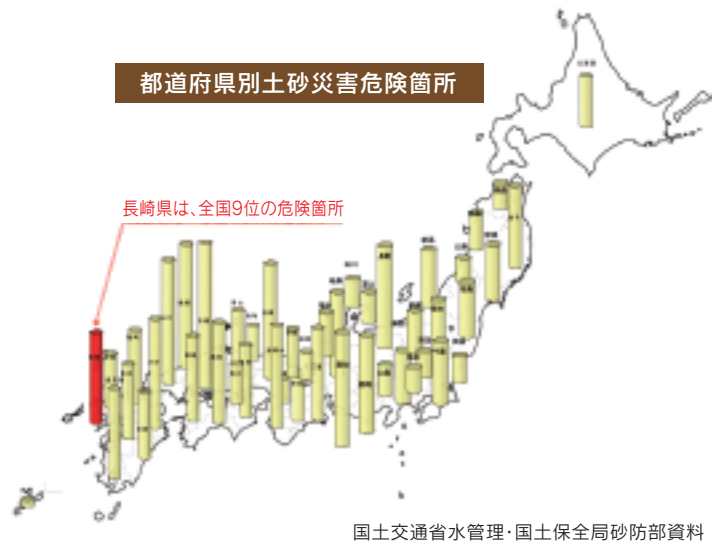
1 土砂災害防止対策

問合せ先 砂防課

長崎県は、急峻な山地や谷地、崖地が多い地形条件に加え、台風や豪雨に見舞われやすい気象条件であり、土石流、地すべり、崖崩れ等の土砂災害が発生しやすい環境にあるため、災害に強い県土づくりを目指し、土砂災害防止対策を推進します。

背景と指標

長崎県は地形的要因から、土砂災害危険箇所が16,231箇所と全国9位の多さです。また、昭和57年7月23日には、長与町で1時間当たり雨量187mmの猛烈な雨を記録するなど梅雨時期をはじめとして集中豪雨も多く、他県に比べ、土砂災害の危険性が非常に高いと言えます。



土砂災害防止対策

● ソフト対策

土砂災害警戒情報、雨量等の防災情報の発信を行います。(ナックス)
土砂災害警戒区域等の指定を促進します。(土砂災害防止法)

● ハード対策

平成23年度から27年度の5年間で危険箇所の整備を134箇所完了し、2,585戸の人家の安全性の向上を図ります。

土石流防止対策（砂防事業）

土石流は急峻な山や谷の土、石、木などが大雨や長雨による水と共に渓流を流下する現象であり、流下するスピードが車と同程度の40～50km/hもあるため一度発生すると重大な被害に直結します。



土石流を捕まえたり、発生を未然に防ぐために砂防ダム等を設置します。

補助砂防事業（通常砂防事業、火山砂防事業）

- 【事業主体】 長崎県
- 【関係地域】 土石流危険渓流のうち要整備箇所(2,239渓流)
- 【事業内容】 堰堤工、床固工 等
- 【H25年度事業費および事業箇所】
- 通常砂防事業
 - 宮村川水系(佐世保市)など19渓流 9億8,467万円
- 火山砂防事業
 - 多以良川水系(長崎市)など15渓流 5億7,804万円



多くの死傷者が発生した土石流（昭和57年 長崎市）



病院や人家を保全している砂防堰堤

地すべり防止対策（地すべり対策事業）

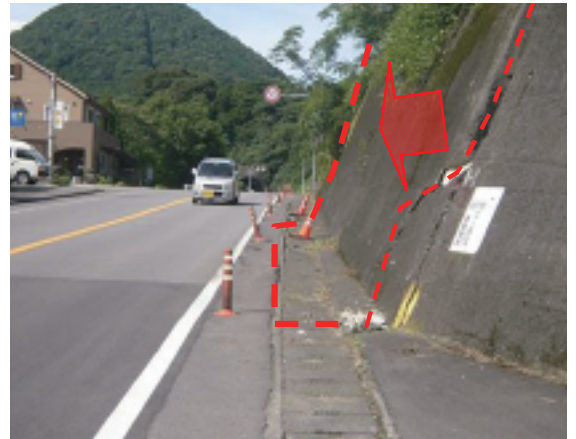
地すべりは大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだす現象であり、被害を及ぼす範囲が広範囲である上に、一度地すべりが発生すると活動が長期間に及ぶことから、人々の生活に与える影響が非常に大きくなります。



地下水位を低下させるための集水井戸や集水ボーリング孔や構造物によって地すべりの動きを直接停止させる杭、アンカー等を設置します。

地すべり対策事業

- 【事業主体】 長崎県
- 【関係地域】 地すべり危険箇所のうち要整備箇所(189箇所)
- 【事業内容】 地下水排除工、アンカー工、杭工 等
- 【H25年度事業費および事業箇所】
鷲尾岳地区(佐世保市)など21地区 12億8,860万円



地すべり末端部の擁壁と側溝の押し出し
(平成23年 諫早市)



地すべりを止めるため地中に杭を打込む工事

崖崩れ対策（急傾斜地崩壊対策事業）

崖崩れは急傾斜地(傾斜の角度が30度以上で高さが5m以上)において、大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、緩んだ崖が突然崩れ落ちる現象であり、毎年多くの件数が発生しています。



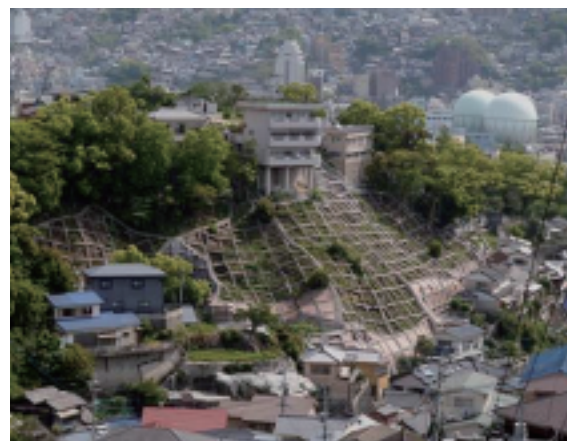
斜面崩壊を防止するためのコンクリート法枠や落石を防護するための柵等を設置します。

急傾斜地崩壊対策事業

- 【事業主体】 長崎県
- 【関係地域】 急傾斜地危険箇所のうち要整備箇所(4,157箇所)
- 【事業内容】 法面工、擁壁工 等
- 【H25年度事業費および事業箇所】
江川(3)地区(長崎市)など40箇所 15億7,135万円



人家裏の斜面が崩壊(平成18年 五島市)



斜面上下部に張付く多くの人家を保全している法面工

2 洪水と土砂災害のソフト対策

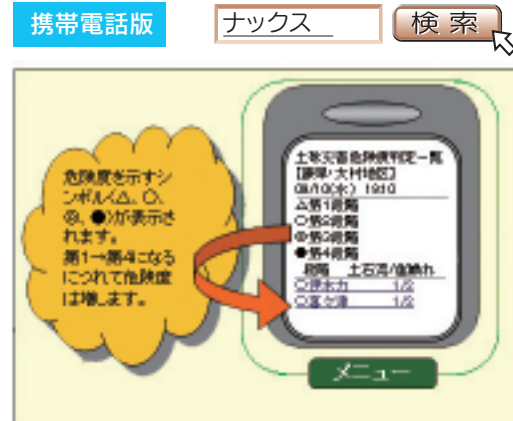
問合せ先 河川課、砂防課

雨量・河川水位、土砂災害警戒情報等の防災情報をリアルタイムに収集・提供したり、土砂災害の危険がある区域の指定を推進します。

長崎県河川砂防情報システム(ナックス)

目的

長崎県がこれまでに実施してきた河川整備や砂防堰堤等のハード施設整備と合わせて、河川水位、雨量や土砂災害警戒情報等の防災情報をリアルタイムに収集・提供し、より効果的な水防活動や自主的な警戒・避難活動の支援を行っています。



土砂災害防止法(平成13年4月1日施行)

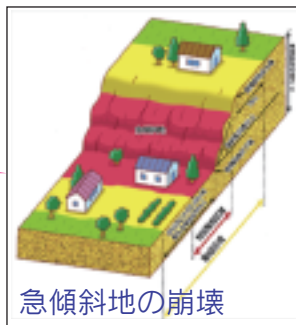
「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害の危険から土砂災害の被害を受ける区域に着目して『警戒避難体制の整備、建築・開発規制等』を設定することを目的とする法律です。

土砂災害警戒区域等は、平成25年3月末までに7,025箇所を指定しています。

域指定のイメージ図

黄色 の範囲は警戒区域です。

赤色 の区域は特別警戒区域です。



警戒区域(イエローゾーン)

市町において避難体制の整備を図る義務がありますので、市町でハザードマップを作成し住民に危険箇所や避難場所等をお知らせします。そして、行政側と住民側が共に協力して、素早い避難ができる体制づくりを行っていきます。

特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害の危険な箇所に住ませないようにするために、他人のための住宅等を目的とした開発行為や、居住建物の新築改築等を規制いたします。(許可申請が必要となります。)



☆平成16年度から指定を行っていて、現在は長崎市・諫早市・大村市・佐世保市・新上五島町・対馬市の一部が指定されており、今後、県内全域で指定が進む予定です。

長崎県では、平成23年度から平成27年度までの5年間で、危険箇所11,600箇所について土砂災害防止法による区域指定を行うことを目標としています。